

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月13日
【四半期会計期間】	第13期第3四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）
【会社名】	日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
【英訳名】	Emergency Assistance Japan Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 一正
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川一丁目21番14号
【電話番号】	03-3811-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 前川 義和
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川一丁目21番14号
【電話番号】	03-3811-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 前川 義和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第3四半期 連結累計期間	第13期 第3四半期 連結累計期間	第12期
会計期間	自平成26年1月1日 至平成26年9月30日	自平成27年1月1日 至平成27年9月30日	自平成26年1月1日 至平成26年12月31日
売上高 (千円)	1,644,171	1,931,739	2,199,909
経常利益又は経常損失() (千円)	30,858	90,772	26,440
四半期純利益又は四半期(当期)純損失() (千円)	20,124	72,111	35,570
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	13,252	58,958	10,184
純資産額 (千円)	589,662	650,290	594,552
総資産額 (千円)	1,865,547	2,055,068	1,995,625
1株当たり四半期純利益金額又は1株 当たり四半期(当期)純損失金額() (円)	8.33	29.63	14.71
潜在株式調整後1株当たり四半期(当 期)純利益金額 (円)	-	28.87	-
自己資本比率 (%)	31.6	31.6	29.8

回次	第12期 第3四半期 連結会計期間	第13期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成26年7月1日 至平成26年9月30日	自平成27年7月1日 至平成27年9月30日
1株当たり四半期純利益金額又は1株 当たり四半期純損失金額() (円)	2.02	3.54

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第12期第3四半期連結累計期間及び第12期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載しておりません。

4. 平成27年9月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。そのため、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期(当期)純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府の経済政策や日本銀行の金融緩和政策の実施等により、企業収益や雇用情勢の改善など、景気は緩やかな回復基調が続いております。一方、個人消費につきましては、円安等を原因とした物価の上昇及び消費税率引き上げ後の節約志向等により持ち直しの動きに遅れが見られ、また、中国経済の減速や欧州経済の停滞などの影響もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの主要事業の業績に影響を与える海外出国者数につきましては、円安等の影響により、7月は1,309千人（前年同月比7.4%減）、8月は1,653千人（前年同月比7.3%減）、9月は1,526千人（前年同月比0.3%増）と9月を除き対前年同期比で減少となりました。

一方、海外からの訪日外客数は、円安と消費税免税制度の拡充による買い物需要の拡大に加え、継続的な訪日旅行プロモーション等の効果等により、7月は1,918千人（前年同月比51.0%増）、8月は1,817千人（前年同月比63.8%増）、9月は1,612千人（前年同月比46.7%増）と前年と比較して大幅に増加し、1月から9月の累計人数は14,487千人（前年同期比48.8%増）となり、9月の時点で2014年の年計13,413千人を超えました（日本政府観光局（JNTO）調べ、8、9月はJNTO推計値）。

当第3四半期連結累計期間は当社の主要業務である海外における日本人顧客向けの医療アシスタンス事業にとっては海外出国者数の減少という厳しい環境でしたが、当社は医療アシスタンスに加え、セキュリティアシスタンスサービスを提供するリスクマネジメント会社として顧客満足度を高めるべく努力して参りました。その結果、売上は海外旅行保険の付帯サービス、事業法人向けアシスタンスサービス、留学生危機管理サービス、セキュリティ・アシスタンスサービスの提供が比較的好調に推移いたしました。

また、国際医療事業につきましては、当社のこれまでの取組みが評価されて、平成27年9月に「医療渡航支援企業」に認定されるなどの追い風もあって認知度が向上し、訪日医療患者の数も堅調に推移したため売上高が伸びました。その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は、1,931百万円となり、前年同期と比べ17.5%の増収となりました。

費用に関しましては、円安による海外センターコストの増加と事業規模の拡大に対応する支出増で前年同期比では増加しておりますが、2015年の経営目標である「EAJリエンジニアリング」活動により、コストコントロールと効率的なサービス提供体制の構築を図ることにより費用増は一定程度抑制され、当初想定を下回りました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上原価は1,498百万円（前年同期比11.9%増）、販売費及び一般管理費が336百万円（前年同期比2.9%増）となりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の営業利益は96百万円（前年同期営業損失21百万円）、経常利益は90百万円（前年同期 経常損失30百万円）、四半期純利益は72百万円（前年同期 四半期純損失20百万円）となりました。

セグメントの状況は次のとおりであります。

(医療アシスタンス事業)

前述のとおり、円安等の影響で海外出国者数は大幅に減少しており、当社事業にとっては大きな減収要因であります。

一方、海外における高額医療事故は増加傾向にあります。また高額医療事故はシニア層が約半数を占めており、医療アシスタンスサービスに対するニーズは益々増加しております。

また、海外では8月にタイのバンコクで爆弾テロ、10月にはトルコで連続爆弾テロが起こるなど、セキュリティリスクは高まりを見せており、セキュリティアシスタンスに対するニーズも確実に高まっております。

そのような状況の中で、当第3四半期連結累計期間は海外旅行保険の付帯サービスのシェア拡大による売上高の増加や、事業法人向けアシスタンスサービス、留学生危機管理サービス、セキュリティ・アシスタンスサービスの提供が好調であったため、営業利益は堅調に推移いたしました。

今後も業務量の増大に対応するべく、引き続き体制強化を図ってまいります。高機能電話システムの導入が完了しました。今後は、アジア、アメリカ、ヨーロッパに設置されている全センターを1つのヴァーチャルな拠点と

して捉え、お客様からの電話に対して漏れなく心のこもった対応を効率的に提供できる運用の仕組みづくりを追求します。

また、2015年の重点目標である「EAJリエンジニアリング」を引き続き推進することにより、人材の採用・教育を強化して環境の変化に柔軟に対応できる力強く効率の良い体制づくりを続けます。

国際医療事業では、9月4日に「医療渡航支援企業」に国内で初めて認証されました。「医療渡航支援企業認証制度」とは、日本政府の成長戦略の一環として、来日して治療を受けようとする外国人が安心して医療サービスに関する相談や受診の支援が受けられるよう、一定の基準を満たした質の高い支援サービスを提供できる企業に日本政府が「お墨付き」を与える制度です。

この認証により、当社と社内のインバウンド業務に対する信頼が増し、海外からの患者受入が一段と増加することが予想されます。今後は「医療渡航支援企業」として従来以上に責任感を持って、提供する医療サービスの更なる充実を図り、外国の患者様に日本の高度医療を紹介して参ります。

タイのテロ事件に日本人が巻き込まれるなど世界各地でテロや内乱等に遭遇するセキュリティリスクが高まっています。そのため、海外でグローバルに活動する企業や大学では医療のみならずセキュリティも含めたトータルリスク管理に対するニーズが増えています。

当社は4月からユナイテッド・ヘルスケアグローバル社との提携により、全世界でセキュリティのアシスタンスサービスを提供しておりますが、9月2日にさらにセキュリティ事業を強化するため新たにスパーク・グローバル・ソリューションズ社とパートナーシップ契約を締結しました。

スパーク社はアフリカ、中東、中南米などの治安が劣悪な地域におけるリスク低減コンサルティングに強みを持ち、この提携により当社のセキュリティリスクへの対応力が強化されます。

このように益々充実したセキュリティアシスタンスと品質の高い医療アシスタンスを同時に提供することで企業や大学のトータルリスク管理を実施でき、法人・大学に対する売上高も増加しております。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の医療アシスタンス事業の売上高は1,618百万円（前年同期比21.2%増）、セグメント利益は277百万円（前年同期比97.7%増）となりました。

（ライフアシスタンス事業）

顧客満足の最大化に努め、既存顧客へのコンシェルジュサービスの着実な提供により売上高は順調に推移しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間のライフアシスタンス事業の売上高は312百万円（前年同期比1.4%増）、セグメント利益は76百万円（前年同期比8.6%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

当第3四半期連結会計期間末の総資産につきましては、前連結会計年度末に比べ59百万円増加し、2,055百万円となりました。主な増減要因としては、医療立替金の回収等による現金及び預金の153百万円の増加、損害保険会社等に対する立替金の49百万円の減少、国際医療事業の売上計上に伴う仕掛品の46百万円の減少がありました。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ3百万円増加し、1,404百万円となりました。主な増減要因としては、賞与引当金の37百万円の増加、金融機関に対する長期借入金の57百万円の返済等がありました。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ55百万円増加し、650百万円となりました。これは主に、四半期純利益が72百万円発生したこと、および主として前連結会計年度分の配当金の支払いのために資本剰余金が8百万円減少したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,304,000
計	8,304,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,450,000	2,450,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式で、単元株式数は100株であります。
計	2,450,000	2,450,000	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、平成27年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年8月14日
新株予約権の数(個)	120(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 273,900円 (注)2、4
新株予約権の行使期間	自 平成29年8月18日 至 平成37年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,739 資本組入額 1,370 (注)4
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、使用人またはこれに準ずる地位を有していることを要する。任期満了による退任または定年退職の場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は本新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。なお、平成27年8月14日開催の取締役会の決議により、平成27年9月1日付で当社普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたしましたので、提出日現在において新株予約権1個につき目的となる株式数は200株となっております。

2. 新株予約権の行使時の払込金額は次の通りであります。

新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額(以下「行使価額」という。)を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次の通りであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新

設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「株式の数」に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

チ 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、使用人またはこれに準ずる地位を有していることを要する。任期満了による退任または定年退職の場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は本新株予約権を行使することができない。

リ 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転についての株式移転計画書、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書または新設分割計画書の議案について株主総会の承認決議がなされた場合には、当社は、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができるものとする。ただし、新株予約権の一部を取得する場合には取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。

ヌ 新株予約権の行使により発生する端株の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

4. 平成27年8月14日開催の取締役会の決議により、平成27年9月1日付で当社普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたしました。この結果、提出日現在において、新株予約権の目的となる株式の数は24,000株、新株予約権の行使時の払込金額は1個当たり137,000円となりました。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、1株当たり発行価格1,370円、1株当たり資本組入額685円となっております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年7月1日～ 平成27年8月31日 (注1)	7,600	1,224,600	2,375	300,983	2,375	86,983
平成27年9月1日 (注2)	1,224,600	2,449,200	-	300,983	-	86,983
平成27年9月1日～ 平成27年9月30日 (注1)	800	2,450,000	125	301,108	125	87,108

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成27年8月31日の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、平成27年9月1日を効力発生日として、1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載する事ができないことから、直前の基準日（平成27年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

なお、平成27年8月31日の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、平成27年9月1日を効力発生日として、1株につき2株の割合をもって分割いたしました。記載数値は株式分割前の株式数で記載しております。

【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,216,300	12,163	権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 700	-	-
発行済株式総数	1,217,000	-	-
総株主の議決権	-	12,163	-

(注)「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式74株が含まれております。

【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年1月1日から平成27年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	682,126	835,413
売掛金	159,979	150,133
仕掛品	78,601	31,971
立替金	716,723	667,618
その他	56,001	59,144
貸倒引当金	2,828	3,045
流動資産合計	1,690,605	1,741,235
固定資産		
有形固定資産	105,489	115,229
無形固定資産	159,949	152,659
投資その他の資産	39,580	45,943
固定資産合計	305,019	313,833
資産合計	1,995,625	2,055,068
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,859	3,992
短期借入金	680,000	680,000
1年内返済予定の長期借入金	76,656	76,656
未払法人税等	5,602	10,677
前受収益	162,885	169,413
賞与引当金	-	37,668
その他	281,576	294,297
流動負債合計	1,211,578	1,272,705
固定負債		
長期借入金	184,474	126,982
その他	5,020	5,091
固定負債合計	189,494	132,073
負債合計	1,401,073	1,404,778
純資産の部		
株主資本		
資本金	297,483	301,108
資本剰余金	211,434	202,926
利益剰余金	31,482	103,594
自己株式	113	113
株主資本合計	540,286	607,515
その他の包括利益累計額		
繰延ヘッジ損益	282	1,403
為替換算調整勘定	53,586	42,445
その他の包括利益累計額合計	53,869	41,041
新株予約権	-	1,663
少数株主持分	395	70
純資産合計	594,552	650,290
負債純資産合計	1,995,625	2,055,068

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)
売上高	1,644,171	1,931,739
売上原価	1,338,960	1,498,938
売上総利益	305,210	432,801
販売費及び一般管理費	327,069	336,461
営業利益又は営業損失()	21,859	96,340
営業外収益		
受取利息	750	1,038
助成金収入	430	1,001
その他	525	180
営業外収益合計	1,705	2,220
営業外費用		
支払利息	4,940	5,134
為替差損	4,051	2,233
持分法による投資損失	1,449	-
その他	263	419
営業外費用合計	10,705	7,788
経常利益又は経常損失()	30,858	90,772
特別損失		
固定資産売却損	30	-
固定資産除却損	21	3,773
特別損失合計	52	3,773
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	30,911	86,998
法人税等	10,786	15,216
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	20,124	71,782
少数株主損失()	-	329
四半期純利益又は四半期純損失()	20,124	72,111

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	20,124	71,782
その他の包括利益		
繰延ヘッジ損益	149	1,686
為替換算調整勘定	6,576	11,137
持分法適用会社に対する持分相当額	145	-
その他の包括利益合計	6,872	12,823
四半期包括利益	13,252	58,958
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	13,252	59,284
少数株主に係る四半期包括利益	-	325

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

当社において、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
当座貸越極度額	950,000千円	1,200,000千円
借入実行残高	680,000	680,000
差引額	270,000	520,000

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)
減価償却費	34,749千円	56,313千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成26年1月1日至平成26年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年3月26日 定時株主総会	普通株式	12,049千円	10円	平成25年12月31日	平成26年3月27日	資本剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成27年1月1日至平成27年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年3月25日 定時株主総会	普通株式	12,133千円	10円	平成26年12月31日	平成27年3月26日	資本剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成26年1月1日至平成26年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	四半期連結 損益計算書 計上額
	医療アシスタ ンス事業	ライフアシスタ ンス事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,335,725	308,445	1,644,171	-	1,644,171
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,335,725	308,445	1,644,171	-	1,644,171
セグメント利益又はセグメント 損失()	140,149	84,112	224,261	246,120	21,859

(注) セグメント利益又はセグメント損失の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成27年1月1日至平成27年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	四半期連結 損益計算書 計上額
	医療アシスタ ンス事業	ライフアシスタ ンス事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,618,869	312,870	1,931,739	-	1,931,739
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,618,869	312,870	1,931,739	-	1,931,739
セグメント利益	277,111	76,900	354,012	257,671	96,340

(注) セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株 当たり四半期純損失金額() (円)	8.33	29.63
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失 金額() (千円)	20,124	72,111
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又 は四半期純損失金額() (千円)	20,124	72,111
普通株式の期中平均株式数 (千株)	2,415	2,434
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純 利益金額 (円)	-	28.87
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	-	63
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要		

- (注) 1. 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため、記載しておりません。
2. 平成27年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月13日

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 栗栖 孝彰
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 平井 清
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本エマージェンシーアシスタンス株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年1月1日から平成27年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。